

第7回

電子契約時の法令要件への対応を明確化 国土交通省がガイドラインを発表

4年前の法令改訂で、建設業界でも電子契約の普及が進んでいる。しかし、建設業法で定められた工事現場の義務——施工体制台帳への契約書の写しの添付——に、「書面を交わさない場合は？」という疑問が持ち上がった。そこで、この点を明確に示すガイドラインが発表された。

2005年3月、国土交通省から「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」*1が発表された。

4年前の2001年4月、建設工事における電子契約を推進するために改訂された建設業法および関係法令で規定される「技術的基準」に関するガイドラインが定められたが、今回のガイドラインではこの取り扱いを明確化するものである。当時発表されたガイドラインでは、①見読性の確保（契約内容を確認できるディスプレイ・書面などの表示システムを整備）、②原本性の確保（電子署名や証明書の添付によりデータの原本性を確保）が提示された。

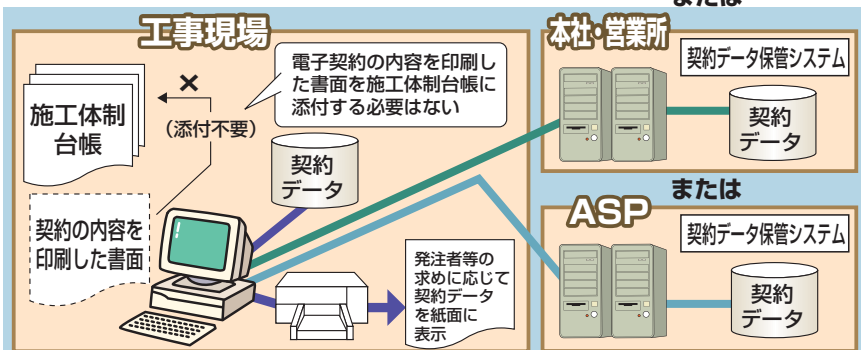
他規定された事項を記した「施工体制台帳」に、工事に関する「契約書の写し」を添付することが義務付けられている。しかし電子契約は、そもそも物理的な書面を交わさないもの。この形態の場合に、「写しの添付をどうするか」ということが、なかなか認知されない状況にあった。そこで、施工体制台帳への契約書の写しの添付について、電子契約を交わした場合の対応方法を改めて明確にしたのが、今回のガイドラインなのである。

まずは現場をIT完備に

ガイドラインの内容は国土交通省のホームページに記載されている。その要点を端的に紹介すると、「パ

ソコン、プリンターなどを常時設置

または



国土交通省の関連サイト

*1 <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/it.htm>

している工事現場では、必要に応じて契約内容をいつでもプリントアウトできるので、写しを添付しておくなくてもいい」となる。電子契約の要件である見読性と原本性が確保されていることになるからだ。

この場合は、現場にあるパソコンやフロッピーなどにデータを保管しているだけでなく、本社・営業所やASPのサーバーなどに契約データ

が保存されていても、現場のパソコンからアクセスしてデータを紙に出力できればOKだ。

工事現場にパソコンやプリンターがなく、電子契約の内容を常時紙面に表示できない場合でも、①あらかじめ当該電子契約の内容を印刷した書面が施工体制台帳に添付されている、②この書面に注文者の現場代理人の署名等により誓約された書面が添付されている、③発注者等から要求があった場合に必要機器を現場に持ち込んで契約内容を直接紙面に打ち出すことに対応できる、という条件が整えば、規定に適合するとみなされる。

ただ、電子契約が普及途上にある現状では、工事の受発注の中で、電子契約と書面による契約が混在することもある。その場合は、内容の一覧性を確保するために、印刷書面と写しの添付が必要とされている。

電子契約の利用向上に期待

こうした内容を見ると、今回のガイドラインは、建設業における電子契約の活用と現場レベルを含めたIT化をさらに加速させたいという意図がうかがえる。